

おおたきファミリーサポートセンター 緊急サポートセンター

会員登録・ご利用の手引き

	頁
1、ファミリーサポートセンター、 緊急サポートセンターの仕組み	1
2、会員登録について	2
3、利用するには	
4、ファミリーサポートの活動について ・利用料金・利用までの流れ等	3
5、緊急サポートの活動について ・病児保育について	4 5
・利用料金・利用の流れ ・依頼を受けられる病気について	6
6、病状悪化時の対応	8
7、利用料金の算出方法について	9
8、協力金について	
9、依頼の取り消し（キャンセル）について	10
10、保険について	
11、児童の預かりの際利用会員が準備するもの	11
12、会員の心得	12
13、共通理解	
● 会則	13

【問い合わせ先】

おおたきファミリーサポートセンター

電話番号 048-297-2903 FAX 番号 048-295-7667

メールアドレス byoujihoiku@oboe.ocn.ne.jp

◇◆◇ 大多喜町 委託事業 ◇◆◇

担当：健康福祉課 TEL：0470-82-2168



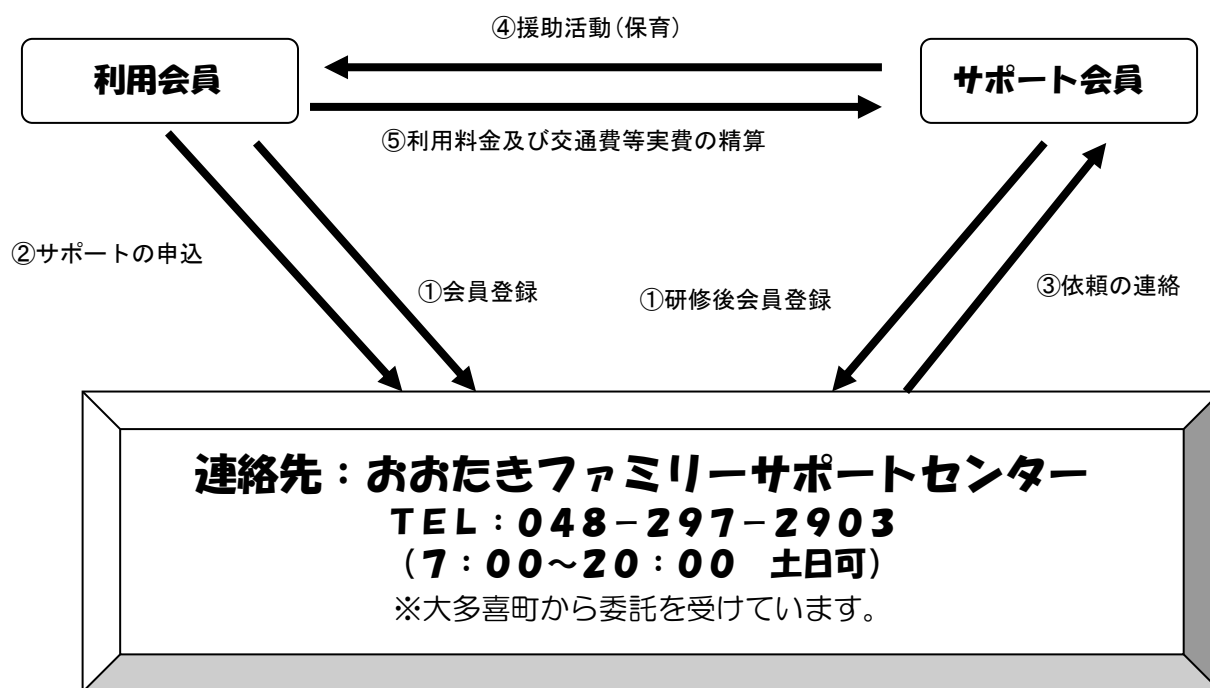
1. ファミリーサポートセンター、緊急サポートセンターの仕組み

ファミリーサポートセンターは、安心して子育てができるように、子育てのお手伝いをして欲しい方（利用会員）と子育てのお手伝いをしたい方（サポート会員）が会員となって、相方の合意のもと、お子さんの預かりを行う会員組織の有償ボランティアの活動です。

センターは、利用会員の援助内容や要望にお応えできるサポート会員を紹介し、安心して援助活動が行えるようにお手伝いします。

依頼の内容によって、ファミリー・サポート、緊急サポートのいずれかで対応していきます。料金も違いますので、ご相談ください。

●●● センターの仕組み ●●●



予定が決まっている、元気なお子さんの預かりは

ファミリー・サポート

※事前にサポート会員をご紹介し、あらかじめ依頼内容を決めておきます

- ・保育所等への送迎やその前後の預かり
- ・保育所等の休みの時の預かり
- ・習い事等の送迎
- ・保護者の求職活動中の預かり
- ・保護者の通院やりフレッシュ等の際の預かり

→ 詳しくはP3へ

急を要する時、病気のお子さんの預かりは

緊急サポート

※必要に応じてサポート会員を探します。

- ・病児、病後児の預かり
- ・お母さんが体調不良で保育が困難な時の預かり
- ・冠婚葬祭など急を要する外出時の預かり
- ・そのほか急を要する子育てに関する困った時など

→ 詳しくはP4へ

2. 会員登録について

ファミリーサポート、緊急サポートどちらも利用するには事前の会員登録が必要です。

●●● 利用会員 ●●●

原則として、生後1か月を経過した日から18歳に達する日以後の3月31日までの間にある児童と同居している大多喜町内在住の方。登録はネットでホームページからできます。

- ① おおたきファミリーサポートセンターで検索。
- ② ホームページ上の「入会申し込み」をクリック。
- ③ 必要事項を入力して送信。登録完了！

※ネットでお申し仕込みができない場合は登録に必要な書類を郵送します。

大多喜町役場健康福祉課（TEL 0470-82-2168）にも置いてあります。

※緊急サポートは利用と同時の登録も可能です。



※ホームページ
QRコード

●●● サポート会員 ●●●

原則として20歳以上で、心身ともに健康で積極的にサポートを行うことができる方。

※登録にはセンターが行う講習を受けていただきます。詳細はセンターへお問合せ下さい。

●●● 両方会員 ●●●

サポート会員として、また利用会員としても登録をする方。

※講習を受けていただいた上、利用会員としても登録していただきます

3. 利用するには

利用したい内容、日時が決まったらセンターへお電話ください。依頼の内容によってファミリーサポートで対応するか、緊急サポートで対応するか決めていきます。

★おおたきファミリーサポートセンター TEL048-297-2903

電話受付時間：7：00～20：00 土日祝日もつながります。（休み 12/29～1/3）

4. ファミリーサポートの活動について

★事前にご紹介したサポート会員と打ち合わせをした内容に沿って援助を行います。

元気なお子さん、予定の立つお預かりが基本となります。

活動の前に、サポート会員と事前の顔合わせ（事前打合せ）を行いますので、利用希望日の5日前までにセンターへ電話をしてください。

●●● お子さんを預かる場所 ●●●

- ・サポート会員宅、利用会員宅
- ・子育て支援センター 「ひだまり」 大多喜町船子838-2 みつば保育園内 電話 82-5530
「あおぞら」 大多喜町中野260 つぐみの森保育園内 電話 83-1411
※毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午前11時30分、午後1時～午後4時
- ・その他安全に保育ができる場所。会員相互の合意を得た上で決めていきます。

●●● 1人のサポート会員が預かれる児童数 ●●●

サポート会員に相談の上合意が得られた場合は、兄弟姉妹の複数人数の児童を1人のサポート会員にお願いすることができます。

●●● 援助活動の日時 ●●●

サポート会員の合意が得られれば年間を通じて行います。但し、子育て支援センター等での預かりの場合は施設開設時間に限ります。

●●● 利用料金 ●●●

援助活動終了後、利用料金を利用会員からサポート会員に直接お支払いします。
(児童1人/1時間あたり)

サポートの時間	利用料金
月曜日から金曜日 7時～19時	300円
月曜日から金曜日 上記時間外	500円
土・日・祝、年末年始(12/29～1/3)	500円

※サポート会員の同意を得たうえで、1人のサポート会員が兄弟姉妹複数の児童を預かる場合、2人目からは半額になります。

※交通費等保育に関わる経費は別途請求します。

●●● 協力金(町の交付金) ●●●

町からサポート会員へ、援助活動を実施した際の協力金をお支払いします。

★協力金：児童1人1時間あたり **700円**

※援助活動報告書と共に「おたきファミリーサポートセンター事業協力金交付申請書兼請求書」をセンターへご提出ください。

→**利用料金、協力金の算出方法詳しくはP9へ。**

●●● 利用の流れ ●●●

- ① 利用会員がセンターへ依頼の電話をする。
※その際、事前打合せを行う希望日の候補も複数日数ご用意のうえお伝えください。
- ② センターがサポート会員を探します。
- ③ 利用会員はホームページから利用フォームをお送りください。
 - ・利用フォーム①(依頼の内容)
 - ・利用フォーム②(お子さんの普段の生活)
 - ・利用フォーム③(お子さんの発達等について)
- ④ サポート会員が見つかり次第、センターが利用会員へ決定連絡。
事前打合せの日程調整を行います。
- ⑤ センターからサポート会員へお子さんの事など記載した依頼書を送ります。
- ⑥ 事前打合せ(1時間程度)



※利用フォーム用
QRコード

センター、またはサブリーダー立会いのもと会員同士顔合わせを行い、活動の日時、内容、その他援助活動を行うために必要な事の詳細を確認します。原則、事前打合せを行ったサポート会員が担当となりその後のサポートを行っていきます。

※打合せを行う場所は、利用会員宅、サポート会員宅、その他基本的に活動を行う場所になります。

※支援センターでの単発の預かりの場合、センター又はサブリーダーの立会いを行わない場合もあります。

⑦ 援助活動の開始。

お子さんの預かり等に必要な物は、利用会員が準備し、当日サポート会員に引き継いでください。

⑧ サポート終了。利用会員による利用料金、実費の清算。

利用会員は、サポート会員が提示する「援助活動報告書」の内容を確認、署名のうえ、利用料金と実費を直接サポート会員に支払います。「援助活動報告書（利用会員用）」を領収書として利用会員に渡してください。

⑨ サポート会員による活動報告と協力金の申請。

サポート会員は「援助活動報告書」及び「おおたきファミリーサポートセンター事業協力金交付申請書兼請求書」を活動翌月の5日までに指定の返信用封筒で郵送してください。

協力金は報告書提出の翌月に指定の口座へお振込みします。

5, 緊急サポートの活動について

ファミリーサポートでは対応できない、前日、当日の急なこどもの送迎や預かり、病児病後児保育等を行います。その時々でに対応できるサポート会員を紹介します。

※こんな時にご相談ください。

- ・保護者が体調不良でこどもの世話が辛い時
- ・病児病後児保育 ※受診後の預かりになります。
- ・冠婚葬祭、身内の看護
- ・事前打合せができないとき 等

※基本的に事前打合せは行いませんが、障害があるお子さん、慢性疾患等のあるお子さんの場合は事前打合せを行う場合もあります。

●●● 利用会員 ●●●

原則として、生後1か月を経過した日から18歳に達する日以後の3月31日までの間にある児童と同居している大多喜町内在住の方。

※事前の登録が基本ですが、登録前でもご利用できます。

●●● 1人のサポート会員が預かれる児童数 ●●●

- ・病児・病後児のお預かりは1人までとします。
- ・病児病後児以外の元気なお子さんの預かりの場合はサポート会員と相談の上、兄弟姉妹の複数人数の児童をお願いすることもできます。

●●● 援助活動の日時 ●●●

サポート会員の合意が得られれば年間を通じて行います。

※ただし、年末年始、連休中など医療機関が休みの期間は、病児病後児の依頼はお受けできない場合もあります。

●●● 援助活動の場所 ●●●

- ・サポート会員宅、利用会員宅

●●● 病児保育について ●●●

・病気の時のお預かりには保護者による事前の受診後の預かりになります。病児保育を利用するにあたってもっとも大事な事は保護者からのお子さんの病状、既往歴等の詳しい情報提供です。提供された情報をもとに、お子さんの病状をセンターが把握した上で、お預かりできるかどうかサポート会員と相談をして決めていきます。お子さんを安全にお預かりする為にご協力をお願いします。

●●● 利用料金 ●●●

援助活動終了後、利用料金を利用会員からサポート会員に直接お支払いします。

(児童1人/1時間あたり)

サポートの時間	利用料金
月曜日から金曜日 7時～19時	500円
月曜日から金曜日 上記時間外	700円
土・日・祝、年末年始(12/29～1/3)	700円

※病児病後児以外の預かりの場合は、サポート会員の同意を得たうえで、兄弟姉妹に限り複数の児童を預かる場合、2人目からは半額になります。※病児病後児保育は兄弟割引はありません。

●●● 協力金(町の交付金) ●●●

町からサポート会員へ、援助活動を実施した際の協力金をお支払いします。

★協力金：児童1人1時間あたり 1,500円

※援助活動報告書と共に「おおたきファミリーサポートセンター事業協力金交付申請書兼請求書」をセンターへご提出ください。

→利用料金、協力金の算出方法 詳しくはP9へ。

●●● 利用の流れ ●●●

※ 依頼は必ずセンターを通じて行います。

① 利用会員がセンターへ電話で依頼する。

登録と同時の利用が可能です。登録前でもご相談ください。

※病児病後児保育の場合は必ず受診後にお電話ください。

★おおたきファミリーサポートセンター TEL048-297-2903

電話受付時間：7:00～20:00 土日祝日もつながります。(休み 12/29～1/3)

② センターがサポート会員を探します。

③ 利用会員はホームページから利用フォームを送る。

- ・利用フォーム①(依頼の内容)
- ・利用フォーム②(お子さんの普段の生活)
- ・利用フォーム③(お子さんの発達等について)
- ・利用フォーム④(今回の病状について) ※病児病後児のときのみ

④ センターがサポート会員を探します。見つかり次第、センターが利用会員へ決定連絡。サポート会員のお名前、連絡先などをお伝えします。



※利用フォーム用
QRコード

⑤ センターからサポート会員へお子さんの事など記載した依頼書を送ります。

⑥ 利用会員がサポート会員へ挨拶の電話を入れます。

電話で打合せをしてください。

⑦ 援助活動の開始。

⑧ サポート終了。利用会員による利用料金、実費の清算。

利用会員は、サポート会員が提示する「援助活動報告書」の内容を確認、署名のうえ、利用料金と実費を直接サポート会員に支払います。「援助活動報告書（利用会員用）」を領収書として利用会員に渡してください。

⑨ サポート会員による活動報告と協力金の申請。

サポート会員は「援助活動報告書」及び「おおたきファミリーサポートセンター事業協力金交付申請書兼請求書」を活動翌月の5日までに指定の返信用封筒で郵送してください。

協力金は報告書提出の翌月に指定の口座へお振込みします。

●●● 依頼を受けられる病気について ●●●

★以下はセンターとして受けられる病気の基準です。サポート会員がこの全てを受けられるというわけではありません。

☆障害、慢性疾患をお持ちのお子さんの場合はスタッフ同席で打合せを行ったうえでのお預かりになります。まずはセンターへご相談下さい。

● 病気受け入れ基準・制限

※病児・病後時の預かりの場合は受診をしている事が基本です。

※お子さんの状態によっては利用会員に連絡し、保育の中断をお願いする場合があります

★受け入れ可能な場合★

- ・全身状態が良い場合（脱水症状を起こしていない 等）
- ・退院後で症状、状態が落ち着いている場合

★受け入れられるケースが多いが保護者からのより詳しい情報を必要とする場合★

- ・インフルエンザなどの感染力の強い病気。
- ・ひどい下痢・嘔吐（ノロウイルスやロタウイルスなど）
- ・痙攣をおこした事がある場合

★受け入れ要相談の場合★

- ・喘息
- ・RSウイルス感染症・肺炎・クループ等の呼吸器疾患

★受け入れる事ができない場合★

- ・全身状態が悪い場合
- ・元気が無い場合
- ・医師に密な観察が必要だと言われた場合。
- ・呼吸困難がある場合（ゼーゼーがひどい・鼻づまりが強くてミルクが飲めない等）
- ・水分が取れない場合
- ・おしっこが出ていないなどの脱水症状がみられる場合
- ・重症化するおそれのある感染症にかかっている場合
- ・生後半年未満の 38℃以上、半年から 1 歳未満の 38.5℃以上・1 歳以上の 40℃以上の発熱

☆子どもに多い、受け入れ可能な病気（参考）

※症状によってはお預かり出来ない場合があります。※

風邪	
へんとうせん炎	
気管支炎	
胃腸炎	
—夏風邪—	
ヘルパンギーナ	水分が取れている事
プール熱	
手足口病	
ようれんきん	こうせいざいのお薬が飲めている事
突発性発疹かも	元気があって、水分が取れている事
はやり目	
急性出血性結膜炎	
とびひ	
おたふく	
水疱瘡	
風疹（三日はしか）	
アデノウイルス感染症	
中耳炎	
リンゴ病	
尿路感染	

☆以上は子どもに多くみられる病気、過去にいろいろの多かった病気の一例をあげたものです。上記にない病気でも、状態によってお預かりする事も有ります。

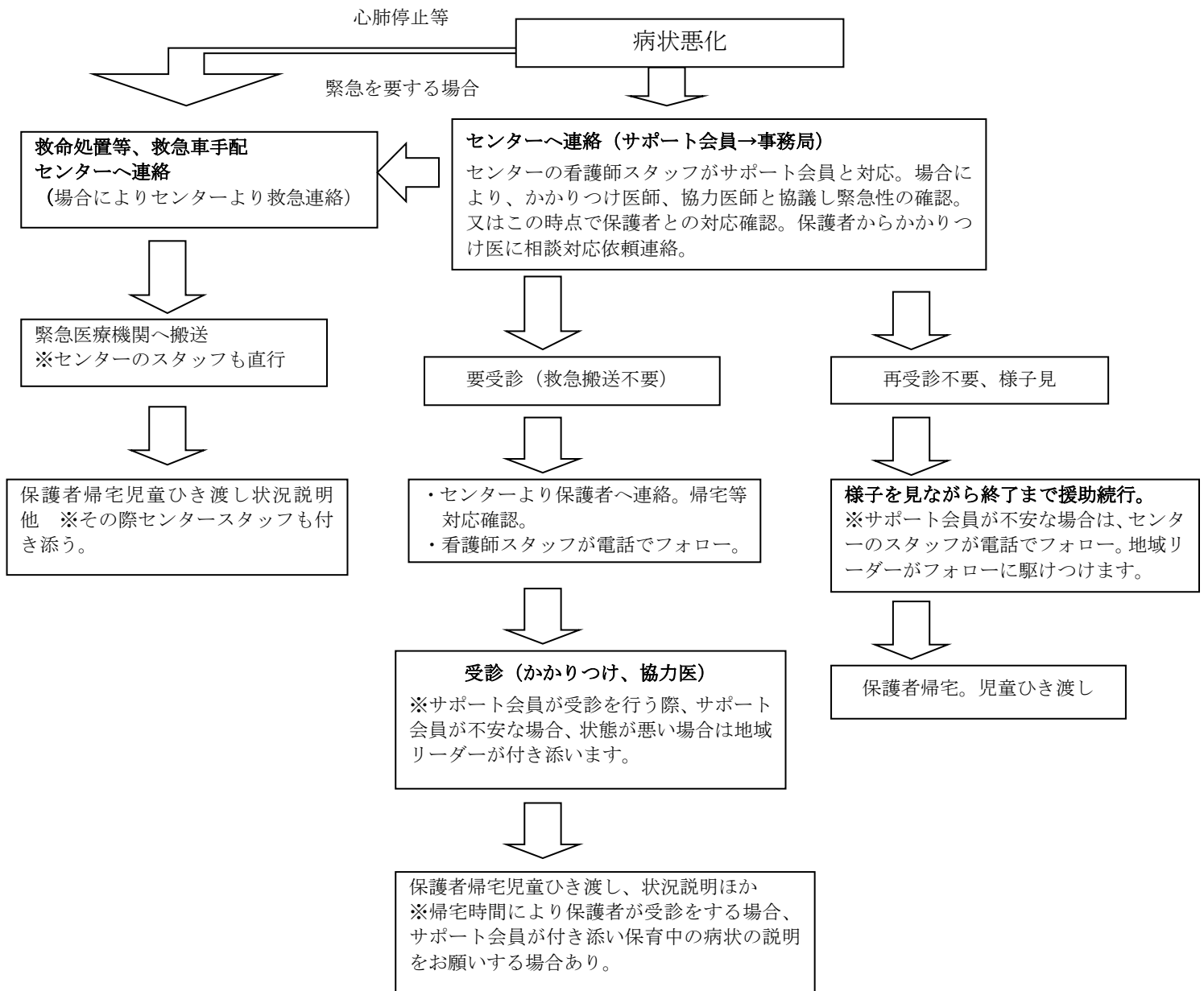
☆障害、慢性疾患をお持ちのお子さんの依頼があった場合はスタッフ同席で打合せを行ったうえでのお預かりになります。

6. 病状悪化時の対応

●状態の悪化をサポート会員が確認（発疹が出てきた、水分食事が全く取れない、高熱、突然吐いた、ぐったりした、顔面蒼白、けいれん、意識レベルが低い、呼吸困難、心肺停止等）

→センターに連絡相談。

●病気の事以外にも保育中不安な事、保育中のトラブル、わからない事等有りましたら何でもセンターにご連絡ください。



★保育中の緊急連絡先 (24時間対応)

センター：048-297-2903

※繋がらない場合

携帯：三上携帯：080-3547-2781

代表 賀川携帯：090-4750-4035

7. 利用料金の算出方法について

●●● 援助活動の時間の考え方 ●●●

- ① サポート会員宅で児童を預かる場合。
利用会員がサポート会員宅へ児童を連れてきた時間から、お迎えに来て児童を引き渡すまでの時間で計算。
- ② サポート会員宅以外でサポートを行う場合。又は送迎も兼ねた活動の場合。
サポート会員が援助活動を行うために自宅を出る時間から、活動を終えて自宅に戻るまでの時間で計算。
- ③ 援助活動時間が1時間に満たない場合でも、料金は1時間分になります。
- ④ 最初の1時間以降、30分単位（1時間単価の半額）で加算します。

●●● 複数の児童を預かる場合 ●●●

※1人のサポート会員が兄弟姉妹複数の児童を預かる場合、2人目からは半額になります。但し、児童の年齢、発達状況、依頼内容等によっては1対1の保育となり半額が適応にならない場合もありますのでご了承ください。

●●● 移動交通費やその他実費 ●●●

援助活動に関わる必要な実費は利用会員が支払います。

- ①サポート会員の車を使って送迎等行う場合はガソリン代を移動距離で算出し(5km単位で100円増し)精算します。・0km～5kmまで100円、5km以上～10kmまで200円、10km～15kmまで300円・・・
- ②公共交通機関、タクシー等利用した場合は実費精算。
- ③有料の駐車場等利用した場合の駐車場代等は実費精算。
- ④利用会員の合意を得た上で活動に必要な物品をサポート会員が購入した場合、食事代、おやつ代などサポートに必要な経費は実費精算。

●●● 利用料金の支払い方法 ●●●

利用料金及びその他かかった実費は、援助活動終了時に利用会員が直接、サポート会員へお支払いします。

8. 協力金について

大多喜町では、援助活動を実施したサポート会員に以下の協力金を交付します。協力金の算出方法に関しては利用料金に準じます。

- ファミリーサポート事業協力金・・・児童1人あたり1時間700円
- 緊急サポート事業協力金・・・児童1人あたり1時間1,500円

●●● 協力金の支払い方法 ●●●

- ①援助活動終了後、1か月分をまとめて「援助活動報告書」と共に「おおたきファミリーサポートセンター事業協力金交付申請書兼請求書」に必要事項を記入の上、活動翌月の5日までに指定の返信用封筒で郵送してください。
- ②町から「おおたきファミリーサポートセンター事業協力金交付決定通知書」が送付されます。
- ③協力金を報告書提出の翌月に指定の口座へお振込みします。

9. 依頼の取り消し（キャンセル）について

・依頼を取り消す（キャンセル）する場合は、速やかにサポート会員に連絡の後、必ずセンターへもご連絡ください。

●●●利用会員が依頼を取り消す場合のキャンセル料●●●

キャンセル料は利用会員から直接サポート会員に支払います。

- ① 前日18時までに依頼取り消し連絡をした場合・・・無料
- ② 前日18時以降に依頼取り消し連絡をした場合・・・利用料金1時間分に相当する額
- ③ 取り消し連絡をしなかった（無断キャンセル）場合・・・協力金も含めた活動予定時間数及び実費全額

10. 保険について

万が一に備え、委託先：NPO法人病児保育を作る会が、NPO総合活動保険（あいおいニッセイ同和損保）に加入します。

●●●賠償責任保険●●●

サポート会員が利用会員の身体や財物に損害を与えて、賠償責任を負った時の保険

補償項目		保険金額
賠償責任	対人・対物共通	1事故・保険期間中 2億円
	受託物・借用物	1事故・保険期間中 50万円（現金は10万円）
事故対応費用	1事故・保険期間中	500万円
見舞費用	死亡	50万円
	後遺障害	1.5～50万円
	入院	入院日数に応じて 2～10万円
	通院	通院日数に応じて 1～5万円

●●●傷害保険●●●

お子さんがケガなどをされた場合の保険

補償項目	保険金額
死亡・後遺障害保険金額	300万円
入院保険金日額	3,000円
手術保険金額	手術の種類に応じて、入院保険金額日額の10・20・40倍
通院保険金額	2,000円

●●● 移動サービス専用自動車保険 ●●●

サポート会員の自家用車を用いて送迎等を行っている間の事故について、サポート会員が加入している自動車保険に優先してお支払いする保険

補償項目	保険金額	
対人・対物賠償責任保険	無制限	
自損事故傷害特約	死亡保険金	1,500万
	後遺症障害保険金	50万～2,000万
	介護費用保険金	200万
	傷害保険金	入院1日6,000円 通院1日4,000円（1事故1名100万円限度）

※自動車保険は送迎を伴う活動に関してのみ対象となります。

11. 児童の預かりの際、利用会員が準備する物

※保育に必要な物は基本的に利用会員が用意します。サポート前に持ち物を確認してください。

- ・ 昼食、おやつ（必要時のみ）
- ・ ミルク、哺乳瓶（必要児童のみ）
- ・ 食事用エプロン（必要児童のみ）
- ・ 紙おむつ、おしりふき（必要児童のみ）
- ・ お気に入りの絵本やおもちゃなど（必要児童のみ）
- ・ 着替え
- ・ 汚れものを入れる袋（スーパーのレジ袋等）
- ・ おくるみなど羽織るもの（必要児童のみ）
- ・ バスタオル
- ・ おしぼりタオル
- ・ ティッシュ
- ・ 薬（必要児童のみ）
- ・ その他、お子さんを預かる際に必要な物

※送迎をお願いする場合、チャイルドシート、ジュニアシート等も可能な範囲でご準備ください。

12. 会員の心得

1. ファミリーサポートセンターの趣旨を理解し、決まりを守りましょう
2. 活動により知り得た家庭の事情を他に漏らし、プライバシーを侵害する行為をしてはいけません。退会後においても同様です。
3. お互いの立場をよく理解し、利用会員、サポート会員それぞれの責任を全うしましょう。
4. 約束した開始・終了時間は、必ず守りましょう。
5. 活動中は、必ず会員証を携帯しましょう。
6. 依頼は、必ずセンターを通して行ってください。センターを通さない依頼については保険が適用されません。
7. サポート中に事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡してください。
8. サポート中は、常に連絡が取れるようにしてください。
9. 常に児童の安全を確認してください。

13. 共通理解

1. ファミリーサポートセンターで行うサポートは、依頼会員とサポート会員の双方の合意によって成立するものです。依頼条件によっては、サポート会員が見つからない場合もある事をご理解ください。
2. 援助活動は、お互いの信頼関係が基本となります。事前打ち合わせで利用会員（児童同伴）とサポート会員が直接顔を合わせ、活動内容を確認し合意の上活動を行いましょ。う。
3. おやつ、食事、おむつ、玩具、チャイルドシート等は、原則として利用会員が用意します。
4. ファミリーサポートについては、基本的に事前打合せで確認した事以上の活動をサポート会員に求めるのはやめましょ。う。サポート会員に過度の負担を求める事が無いようご配慮ください。事前打合せで確認した事以外の依頼を希望する場合は、センターを通してください。
5. 震災や悪天候などで安全に援助活動ができないと判断された場合、活動が中止される場合があります。ご了承ください。

大多喜町病児・病後児等緊急サポート会則

(名称)

第1条 本会は、大多喜町病児・病後児等緊急サポートセンター（以下「センター」という。）という。

(目的)

第2条 センターは、病気又は病気の回復期にある児童（以下「病児・病後児」という。）の預かりを希望する者又は育児の援助を希望する者（以下「利用会員」という。）と、病児・病後児の預かり又は育児援助の援護を希望する者（以下「サポート会員」という。）を、組織化し、会員間による育児の相互援助活動（以下「援助活動」という。）を行うことにより、子育て支援の充実を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 援助活動は会員制で行い、サポート会員と利用会員で構成する会員組織とする。

(業務)

第4条 病児・病後児等緊急サポート事業は、病児・病後児緊急サポート事業とファミリー・サポート事業の2つをいうものとし、利用会員が勤務等の都合により、児童の傷病やその他やむを得ない事情並びに育児援助を希望する場合において、援助活動が可能なサポート会員の紹介を行う。病児・病後児緊急サポート事業とは、利用会員とサポート会員の準委任契約に基づくものであり会員間の合意のもと、病児・病後児の預かり（宿泊を含む。以下同じ。）を自宅又はサポート会員宅で行うことをいう。ファミリー・サポート事業とは、利用会員とサポート会員の準委任契約に基づくものであり会員間の合意のもと、保育園等と自宅との間の送迎や冠婚葬祭などに参加するため家庭での保育が困難な場合に、当該児童の預かりを自宅又はサポート会員宅で行うことをいう。

2 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織に関すること。
- (2) 育児の相互援助活動の調整に関すること。
- (3) 援助活動の研修及び指導に関すること。
- (4) 会員間の交流に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要な業務に関すること。

(業務日・時間)

第5条 センターが登録、依頼等の受付業務を行う日は、12月29日から翌1月3日を除く、午前7時～午後8時までとする。ただし、援助活動中の事故等緊急時の対応等については、これにかかわらず行うものとする。

(会員資格)

第6条 会員は、センターの趣旨を理解し、次の各号の要件を満たす者として、センターの承認を得た者とする。

- (1) サポート会員は、心身共に健康で援助活動に理解と熱意を有し、積極的に援助活動を行うことができる者とする。
- (2) サポート会員は、入会に際し、センターが実施する講習会を受講した者とする。
- (3) 利用会員は、町内に住所を有する者で援助活動に理解を有し、原則として当該利用会員の親族である小学校6学年までの児童（以下「児童」という。）と同居している者とする。

(入会及び会員登録)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を町に提出するものとする。ただし、事業が委託されている場合は、委託先に提出することにより登録することができる。

2 センターは、前項の承認を受けた会員に対し、会員証を発行する。

3 サポート会員と利用会員は、これを兼ねることができる。

(退会及び会員資格の喪失)

第8条 会員は、次に該当する際、会員資格を喪失するものとする。

- (1) センターに退会の届出を行ったとき。
- (2) 会員が第6条に掲げる要件を満たさなくなったとき。ただし、同居している児童が小学校6学年を終えた場合でもセンターが認めた場合は、この限りではない。

2 センターは、次に該当する際、会員資格を喪失させることができる。

- (1) 会員としてふさわしくない行為があったと認めたとき。
- (2) 会員の義務に違反したとき。
- 3 会員は、会員資格を喪失し、退会する時は、発行された会員証及びサポート会員又は利用会員の個人情報に関する書類等をセンターに返還しなければならない。

(会員の義務)

第9条 会員は、次に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 会員は相互援助活動により知り得た会員又はその家族の個人情報を第三者に開示、漏洩してはならない。会員でなくなった後も同様とする。
- (2) 会員は、この事業を政治、宗教、営利等の目的に利用してはならない。
- (3) 会員は登録後、住所、電話番号等に変更があった場合は、速やかに町長に報告するものとする。この場合において、事業が委託されている場合は、委託先とする。
- 2 サポート会員は、次に掲げる義務を負うものとする。
 - (1) サポート会員は、善良な管理者の注意をもって、援助活動の遂行及び利用会員の個人情報の管理を行わなければならない。
 - (2) サポート会員は、援助活動を行った場合は活動報告書を活動月の翌月速やかに町長に提出しなければならない。この場合において、事業が委託されている場合は、委託先とする。
 - (3) 援助活動中は、会員証を携行し、利用会員その他から請求があればこれを提示するものとする。
- 3 利用会員は、次に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 利用が不確定な予約及びこれによる予約の解除は真むこと。
- (2) 第12条に規定する援助活動以外の活動援助を要求してはならない。
- (3) 援助活動を開始する前に協議及び確認した事項以外の活動を要求してはならない。
- (4) 援助活動を開始する事前に協議及び確認した事項に変更が必要な場合は、速やかにセンター及びサポート会員に連絡すること。
- (5) 援助活動終了後、活動報告書を確認、署名し、18条に規定する援助活動に係る報酬及び交通費等の実費を支払うものとする。
- (6) 援助活動に必要な物品等は、原則として利用会員が準備すること。

(代表者)

第10条 センターは、代表者1名をおくものとする。

2 代表者は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

(アドバイザー、サブリーダー)

第11条 センターにアドバイザーを置くものとする。

2 アドバイザーは、第4条に規定する業務を行うものとする。

3 アドバイザーの業務を補佐し、業務を円滑に行うため、サポート会員の中からサブリーダーを選任することができる。

(援助活動の内容)

第12条 ファミリー・サポート事業

- (1) 保育所、幼稚園、小学校及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）の開始時刻前又は終了時刻後に児童を預かること。
- (2) 保育所等と援助活動を行う場所との間の児童の送迎を行うこと。
- (3) 保育所等の休日その他の事由がある場合において、児童を預かること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、利用会員の育児を支援するために必要な援助を行うこと。
- 2 前項第1号に関わらず、下記に掲げる活動は実施しない。
 - (1) 宿泊を伴う児童の預かりを行うこと。
 - (2) 病児・病後児を預かること。
 - (3) 利用会員とサポート会員が、面談による事前打ち合わせを行っていない場合に児童を預かること。
- 3 病児・病後児緊急サポート事業

- (1) 児童の預かり（宿泊を含む。）を行うこと。ただし、病児・病後児にあつては医療機関による入院治療の必要がない児童に限り、且宿泊を伴う預かりは行なわない。

- (2) 保育所、幼稚園、小学校及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）と援助活動を行う場所との間の児童の送迎を行うこと。
- (3) その他児童の保育に係る緊急に必要な援助を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、利用会員の育児を支援するために必要な援助を行うこと。

(援助活動の対象)

第13条 援助活動の対象は、利用会員が登録した、原則として小学校6学年までの児童とする。ただし、対象児童の身体等の状況等により、援助活動が困難とセンターが判断したときは、援助活動の対象から除くことができる。

(預かり人数)

第14条 サポート会員は、複数の児童の預かりを行うことができるものとする。ただし、病児・病後児の預かりは1人までとする。

(援助活動の日時)

第15条 援助活動は利用会員とサポート会員の間で合意があれば、1年を通じ、時間帯を問わず行うことができる。ただし、病児・病後児については、病状悪化時の対応を踏まえ、かかりつけ医院やその他医院、病院の開院時刻を考慮した上で預かり時間についてサポート会員と利用会員が協議するものとする。

(援助活動の場所)

第16条 児童を預かる場所は、原則としてサポート会員宅とする。ただし、サポート会員と利用会員の間で合意がある場合は、この限りではない。

(援助活動の報酬)

第17条 利用会員は、サポート会員に対して、18条で規定する援助活動に係る報酬及び交通費等の実費を支払うものとする。

(援助活動の時間の算定方法)

第18条 利用会員がサポート会員に支払う援助活動に係る報酬は別表1に定める利用会員負担額から別表2に定める利用者負担金に対する助成額を減じた額とする。

第19条 児童が特定の疾患や状態の際は、別に定める基準に従い援助活動を行わない。

- 2 病児・病後児は原則受診後に援助活動を行う。ただし、急な発病等で事前の受診が出来ない場合、サポート会員と利用会員の間で合意があれば、サポート会員が受診の付き添いと受診後の預かりを行うことができる。
- 3 別に規定する疾患や状態に該当すると診断された場合、利用会員は速やかに児童を引き取らなければならない。
- 4 サポート会員が受診の付き添いをし、同条第1項で規定する疾患や状態と診断された際の預かり場所は、原則サポート会員宅以外とする。
- 5 サポート会員による与薬は、医師から直接指導を受けた保護者の指示によるものとし、利用会員は文書でサポート会員に依頼しなければならない。
- 6 サポート会員が受診の付き添いをし、直接医師の指示を受けた場合は、前項にかかわらず、処方に基づき与薬を行うことができる。

(緊急時の対応)

第20条 援助活動中、事故や病児・病後児の状態悪化等により児童を医院、病院等へ連れて行く場合は、原則、利用会員の合意を得た上で受診する。ただし、緊急を要する場合や連絡がつかない場合は、サポート会員又はセンターの判断で受診することができる。

- 2 援助活動中に事故が生じた場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。
- 3 災害等で避難を要する際は原則、事前に確認している避難場所に避難する。

(援助活動の実施方法)

第21条 利用会員は、援助活動を受けようとするときは、センターに対して、その申し込みをするものとする。

- 2 センターは、援助活動の内容、日時等を確認し、サポート会員との調整を行うものとする。
- 3 ファミリー・サポート事業においてはアドバイザー又はサブリーダーは、原則として援助活動開始前に利用会員とサポート会員と面談による事前打合せを行い、援助活動の内容について十分な協議を行うものとする。
- 4 利用会員は、申し込んだ援助活動の内容以外の援助活動を求めてはならない。
- 5 サポート会員は、援助活動を実施したときは、活動報告書に援助活動の内容を記入し、利用会員の確認を受け、活動報告書を活動月の翌月5日までにセンターへ提出するものとする。

(保険)

第22条 会員は、援助活動に関して生じた事故等に対応するため、傷害保険、賠償責任保険等に参加するものとする。

2 前項の保険に参加する費用は、町が負担する。事業が委託されている場合は、委託先が業務委託費から負担するものとする。

(損害の賠償)

第23条 会員は、故意若しくは過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補足)

第24条 この会則の改廃及びこの会則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項はセンター代表者が定める。

附 則

この会則は、令和4年■月■日から施行する。

(第18条関係)

別表1 利用会員負担額単価

ファミリー・サポート事業

援助活動の時間 午前7時～午後7時 児童1名1時間につき 700円

援助活動の時間 午後7時～午前7時 児童1名1時間につき 900円

病児・病後児緊急サポート事業

援助活動の時間 午前7時～午後7時 児童1名1時間につき 900円

援助活動の時間 午後7時～午前7時 児童1名1時間につき 1,100円

宿泊(午後6時から翌日午前9時) 児童1名1泊につき 10,000円

備考

- 1 利用会員負担額及び利用者負担金に対する助成額の基礎となる時間については、サポート会員が援助活動を開始したときから、サポート会員が利用会員又は利用会員が指定する者へ児童を引き渡した時までの時間とする。
- 2 サポート会員の移動が必要な場合は、当該移動の時間も含めるものとする。
- 3 1時間以下の活動は1時間分とする。
- 4 1時間を超えて行われる援助活動の時間の端数が30分以下の時は0.5時間とし、利用会員負担額及び利用者負担金に対する助成額は単価の半額とする。また、30分を超える場合は1時間とする。
- 5 2人又は3人を同時に預かる場合は、それぞれ上記金額の1.5倍、2倍の金額とします。
- 6 実費(交通費、食事代等)は別途精算とする。